

1	申請見込額調査時の実施要綱概要からの変更点はあるか。	<p>申請見込額調査等の結果を踏まえ、以下の点について変更しています。</p> <p>①1事業所ごとの補助上限額（パッケージ型上限額も）1,000万円 ↓ 700万円に変更</p> <p>②同一住所で複数種別のサービスを提供している場合 1事業所として取り扱う ↓ サービス種別ごとに1事業所として取り扱う</p> <p>また、修正改善した場合にその利益を従業員へ還元する旨を周知する、LIFEによる情報収集に協力するなどの補助要件を追加記載しておりますので、ご確認ください。</p>	
2	令和6年度に特養で補助を受けているが、併設するショートステイやデイサービスの事業所で申請することは可能か	<p>過去2年間に特養で補助を受けられている場合も、併設のショートステイやデイサービスで補助を受けていない場合は、ショートステイ、デイサービス単位での申請をしていただくことが可能です。</p> <p>ただし、導入機器や台数上限についても、サービス単位での判断となりますので、ご留意ください。</p> <p>（例①ショートステイの定員が5名の場合、ベッド取り付け型センサーは5台まで） （例②デイサービスでは、夜間等見守り機器は不可）</p>	9月1日追記
3	優先採択の要件となっている「介護テクノロジー導入支援研修（応用編）」の受講が決定しているが、令和5年度（または令和6年度）に補助歴がある場合は、申請することは出来ないのか。	県実施要綱P. 12 9（1）イで優先して審査、交付決定手続きを進めている事業所は、過去2年間に補助歴がある場合でも、申請していただくことが可能です。	9月1日追記
4	「介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）」の受講を行っていないが、申請することは可能か。	申請見込額調査の時点から1事業所の取り扱いが変更となっているため、当初の〆切日に関わらず、交付申請までに動画の視聴及びアンケートへの回答を行っていただければ、申請いただくことが可能です。	9月1日追記
5	令和5年度、令和6年度に補助を受けた事業所が“現段階では”申請を受け付けないと記載されているが、現段階の意味を教えてほしい。	令和4年度補助事業所までの区分で審査を行った結果、予算が余った場合は、追加で募集を行うという趣旨です。 申請見込額調査によると、令和5年度、令和6年度補助事業所の区分まで予算が行き渡らない可能性が高いと判断したため、このように取り決めさせていただいております。	9月1日追記
6	令和5年度に補助を受けているが、万が一予算が余った場合に備えて申請することは可能か。	令和4年度までの区分で審査を行った結果予算が余った場合、令和5年度補助事業所向けに追加募集を行います。 今回申請された場合でも、追加募集の際に優先採択を行うということはありませんので、今回の申請はお控えいただくようお願いいたします。	9月1日追記
7	特養を運営しているが、ユニット型と従来型で事業所番号が異なる場合、 ①申請はそれぞれで行うことは可能か、②過去にユニット型での補助歴がある場合、補助歴の扱いはどうなるのか。	同一場所（同一建物内、隣接建物内等）でユニット型と従来型が存在する場合は、同一サービス扱いとさせていただきます。従って、①申請は同一事業所として行い、②補助年度については、ユニット型、従来型のうち直近で補助を受けた年度としてください。	9月1日追記
8	過年度に介護ロボットの補助金を受けたことがあるが、今年度も申請することは可能か。	今年度は、非常に多くの事業所からの申請が見込まれます。申請総額が予算を超えた場合、実施要綱9（1）イにより事業所を選定しますが、見込額調査によると、令和5年度又は令和6年度に補助を受けられた事業所については、採択される可能性が低いため、予め申請を控えていただきますようお願いいたします。 (優先採択の要件を満たす場合を除く) 令和5年度、令和6年度に補助を受けられていない事業所についても補助を確約するものではありませんので、ご了承ください。	
9	過去に併設事業所として補助を受けたことがあるが、補助歴についてはどのように考えればよいか。	補助歴については、主たる事業所として補助を受けた年度でお考え下さい。併設事業所としてのみ補助を受けたことがある場合は、初めて補助を受けるものとして扱います。 令和5年度～令和6年度に補助を受けた事業所については、事業所番号を別紙一覧に掲載しておりますので、ご確認ください。	
10	今年度中にサービスを開始する予定だが、補助対象となるのか。	交付申請までに介護サービスの指定を受け、サービスの提供を開始している場合は、補助対象となります。	
11	申請見込額調査書に入力した機器はすべて補助対象となるか。	申請見込額調査については、あくまで申請額の見込みを把握することに主眼を置いていたものであるため、申請機器について網羅的に対象の是非を判断しておりません。申請見込額調査の際に入力いただいた機器でも、実施要綱に照らして補助対象外となる可能性がありますので、予めご了承ください。	
12	申請見込額調査書で記載した機種から別の機種に変更して申請することは可能か。	より効果がある機種と判断された場合は、変更いただいても構いません。	
13	交付決定後に、導入機器の変更をすることはできるか。	基本的に変更できませんが、やむを得ず変更する必要があれば、当課へご連絡ください。交付申請前に、必要な機器を十分にご検討の上、申請してください。	
14	各種上限額は、導入費用の上限ではなく、補助額の上限という考え方でよいのか。	お見込みの通りです。	
15	機器の購入時に、ポイントが付与される場合は、どのように申請したらよいのか。	購入時のポイント付与額について、「対象経費の実支出（予定）額」に、ポイント分を差し引いた金額を記載してください。 ポイント分は、補助対象外となります。	
16	同一の目的で複数の機器を導入できないとのことであるが、同一分野の機器は1機種までしか補助されないということか。	同一の重点分野に属する機器であっても、具体的な使用目的が異なる場合は、複数機種が補助対象となることもあります。 (例：見守りカメラ+離床センサー)	

17	福祉用具情報システムに掲載されている機器はすべて補助対象となるのか。	すべてではありません。 福祉用具情報システムで介護テクノロジーとして選定された機器（該当機器には介護テクノロジーというマークがついています）が補助対象となります。	
18	リース費用は対象となるのか。その場合、いつまでの費用が対象となるのか。今年度分のみか、来年以降も対象となるのか。	機器等の購入費用のほか、リース費用も補助対象となります。 例えば、5年リース契約の場合、全額を事業期間（令和8年1月31日）までに支払ったものは、全額今年度事業の補助対象となります。 1年毎に支払う場合、来年度以降に支払う予定の金額は補助対象外となります。 (来年度以降のリース費用についても、事業期間内に支払ったものは補助対象)	
19	インカムを導入したいが、付帯経費は補助対象となるか。	インカムについては、実施要綱3（1）①ア(ウ)その他機器として補助対象となるため、付帯経費については補助対象外となります。	
20	インカムを導入する場合、サーバーやヘッドセットは補助対象となるか。	サーバーやヘッドセットについては、インカムの一部という扱いで補助対象とします。	
21	職員のコミュニケーションを図る機器として、インカムのほか、有料チャットツールも補助対象となるのか。	有料チャットツールについても、インカムと同様、その他者が認める機器として対象となります。（付帯経費は対象外）	
22	介護ロボットの補助上限台数として「知事が必要と認める台数」となっているが、必要性はどのように認められるのか。	個々の申請に基づいての判断となります。例えはベッドに取り付けて使用する見守り機器であれば、施設の定員を上回る数の申請があった場合、上回る部分について補助対象外とします。 (予備としての購入は補助対象外)	
23	ショートステイ（空床型、併設型）の場合の見守り機器等の導入台数上限はどのように考えたらよいか	ベッドに設置する見守りセンサー等の機器の導入上限台数は、ショートステイの生活介護、療養介護ともに、以下の通りとします。 ①定員の定めがあればその人数まで、②定員の定めがなければ過去1年の利用実績平均（小数点以下を切り上げ）までとします。 ※②の場合は、実績が確認できる資料を申請時に添付してください。	9月1日追記
24	ICT、パッケージ型の区分であれば、予備としての購入は可能か。	ICT、パッケージ型であっても予備としての購入は補助対象外となります。	
25	付帯経費には上限額があるのか。	主たる機器の導入費用と合計して、主たる機器の補助上限額の範囲で補助対象となります。主たる機器以外の機器の補助上限額までを利用することはできません。	
26	今回Wi-Fi環境整備のみを実施する場合、補助対象となるのか。	過去に見守り機器などの接続機器を導入していたとしても、Wi-Fi環境整備のみでは、補助対象外となります。今回、Wi-Fi環境を要する介護テクノロジーに該当する機器等を導入し、その補助上限額の範囲内で、Wi-Fi環境整備を実施する必要があります。	
27	介護ソフトについて、導入済みの機器と連動して記録から請求まで一気通貫となる機器は、単体で一気通貫とならないものでも対象となるのか。	既存の介護請求ソフトと連携することで一気通貫となる場合は、介護記録ソフトも補助対象となります。	
28	介護ソフトの導入を考えているが、月額の利用料、保守経費、サポート費、機器説明にかかる費用等は補助対象となるか。	事業期間内に支払いを行った費用に限り、補助対象となります。	
29	介護ソフトの基準額について、アカウント数によってライセンス料が変動する場合、一律250万とするのか、職員数に応じた基準額とするのか。	職員数に応じた基準額（100万円～250万円）としてください。	
30	併設する複数の事業所で同時に介護ソフトを導入する場合、どのように申請すればよいか。	申請する事業所ごとに、見積書を添付して交付申請書を提出してください。 併設する複数の事業所間で過去に補助を受けた年度が異なる場合は、一部の事業所が採択されない場合もあります。	
31	特養とショートで介護ソフトを導入予定だが、販売業者から見積書を別々にすることが出来ないと言われた。この場合、どうすればよいか。	特養とショートで見積書を分けることが出来ない場合は、定員数等で按分を行い、見積書PDFの余白、又は追加のPDFファイル等で、見積書記載の金額の内訳を追記してください。 (例 特養：〇円 ショート：〇円)	9月1日追記
32	導入予定機器が直販のみの取り扱いで、2社以上での見積もりを取ることが出来ない場合、どうすればよいか。	直販のみの取り扱いで2社以上の見積もりを取ることが出来ない場合は、1社分の見積書を添付した上で、見積書PDFの余白または追加のPDFファイル等で、その旨を付記してください。	9月1日追記
33	「LIFEによる情報収集に協力すること」との要件があるが、申請時点でこの要件を満たしている必要があるか。	申請時点で行っている必要はありません。 実績報告時に、LIFEへの登録が完了していることが確認できる画面の写しをご提出いただく予定としておりますので、予めお伝えさせていただきます。	9月1日追記